

鈴鹿市告示第 2 2 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次の市道の供用を開始し、及び告示する。

なお、当該告示の日を供用開始の日とする。

また、関係図面は、鈴鹿市土木部土木総務課において当該告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

令和 7 年 1 0 月 3 日

鈴鹿市長 末 松 則 子

路線名	起点	主要な経過地	延長（m）
	終点		幅員（m）
平田一丁目 1 8 0 号線	平田東町	平田東町	3. 0
	平田東町		9. 2～12. 8
稲生三丁目 1 7 2 号線	稲生三丁目	稲生三丁目	65. 0
	稲生三丁目		4. 0～6. 0
稲生三丁目 1 7 3 号線	稲生三丁目	稲生三丁目	13. 8
	稲生三丁目		4. 0～6. 6
河田 1 7 8 号線	野辺二丁目	野辺二丁目	30. 1
	野辺二丁目		6. 0
池田 1 5 9 号線	池田町字下り長	池田町	25. 5
	池田町字下り長		3. 4～4. 0
北玉垣 6 6 0 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	50. 6
	北玉垣町字根洞		5. 5
北玉垣 6 6 5 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	40. 0
	北玉垣町字根洞		5. 0～11. 6
北玉垣 6 6 6 号線	北玉垣町字根洞	北玉垣町	3. 5
	北玉垣町字根洞		5. 8～12. 7

伊船272号線	伊船町字北上ノ割	伊船町	41.6
	伊船町字北上ノ割		6.0～10.0